



三朝町不妊治療費助成制度のご案内



三朝町では、不妊治療（特定不妊治療、人工授精）を受けておられるご夫婦の経済的負担を軽くするため、次のとおり治療費の一部を助成します。



特定不妊治療について

【対象者】以下の条件をすべて満たし、法律上の婚姻をしておられる夫婦。

- ①夫婦のいずれか又は両方が三朝町内に住所があり、1年以上住んでいる方
- ②町税の滞納がない方
- ③各医療保険に加入している方

【助成金の額】1回の上限額：20万円（採卵を伴う治療の場合）

1回の上限額：10万円（採卵を伴わない治療の場合）

※ただし、鳥取県特定不妊治療費助成を受けている場合、その額を控除し、それぞれの限度額を上限に助成。

【実施医療機関】鳥取県内、県外の指定医療機関。

【鳥取県内で指定されている医療機関】

| 医療機関名 | 住所 | 電話番号 |
|------------------|--------------|--------------|
| 田口IVFレディースクリニック | 鳥取市覚寺 63-6 | 0857-39-2121 |
| 鳥取県立中央病院 | 鳥取市江津 730 | 0857-26-2271 |
| 鳥取市立病院 | 鳥取市的場 1-1 | 0857-37-1522 |
| ミオ・ファティリティ・クリニック | 米子市車尾南 2-1-1 | 0859-35-5211 |
| 鳥取大学医学部附属病院 | 米子市西町 36-1 | 0859-38-6642 |

【申請方法】次の書類を添えて、三朝町健康福祉課に提出してください。

【必要な書類】

- ①特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②特定不妊治療受診証明書（様式第3号）
- ③夫及び妻の住所を確認できる書類
- ④法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
- ⑤夫及び妻の医療保険者証の写し
- ⑥医療機関が発行した特定不妊治療に係る領収書の写し
- ⑦振込先のわかるもの（申請者名義の通帳）

※ 県の助成金の交付決定を受けている場合は②～⑤の書類を省略することができます。





人工授精について

【対象者】鳥取県人工授精治療費助成金の交付決定を受けた方

【助成金の額】鳥取県人工授精治療費助成金の1/2の額

【助成の範囲】1年度につき5万円以内を上限とし、通算して2年度まで助成。

【申請方法】助成を受けようとする方は、次の書類を添えて、三朝町健康福祉課に提出してください。

【必要な書類】

- ①人工授精助成金交付申請書兼請求書（様式第2号）
- ②鳥取県人工授精治療費交付決定及び額の確定通知書の写し
- ③医療機関が発行した人工授精に係る領収書の写し
- ④振込先のわかるもの（申請者名義の通帳）



申請期間、申請窓口について

【申請期間】治療が終了した年度内に申請をしてください。
※2/1～3/31までに治療が終了した場合は、翌年度の5/31までに申請ください。

【申請窓口】三朝町健康福祉課 三朝町大瀬 999-2
電話 0858-43-3520 FAX 0858-43-0647

【担当】

三朝町健康福祉課

保健師 福田

(0858) 43-3520

